

山北町子ども・子育て会議の意義及び概要

●「子ども・子育て会議」とは

- ① 子ども・子育て支援法(平成 27 年度からスタート)により、次の事項を協議するため、全国の市町村に設置が求められています。(法 72 条第1項)
 - (1)認定こども園・幼稚園・保育園の利用定員の設定に関すること。
 - (2)市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること。
 - (3)市町村の子ども・子育て支援に関する施策の推進及び実施状況の審査に関すること。
- ② 山北町では、法の規定に基づき、「山北町子ども・子育て会議条例」を制定し、会議を運営しています。

●「子ども・子育て支援事業計画」とは

- ① 認定こども園・幼稚園・保育園及び地域子ども・子育て支援事業(子育て支援センターや学童保育等)の提供体制の確保、業務の円滑な実施に関して、5年を1期とした計画を定めるよう規定されています。(法 61 条第1項)
- ② 子ども・子育てに関する様々なサービスについて、需要量(ニーズ)の把握に努め、適切なバランスで供給量(確保方策)を定めていくための計画です。
- ③ 現行計画は、令和7年度～令和11年度の5か年について記載した第3期目の計画になります。(今年度は第3期の1か年目)

◆補足:「放課後児童対策パッケージ運営委員会」について

国(文科省・厚労省)は、平成 26 年7月に「放課後子ども総合プラン」、平成 30 年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、令和5年12月には、これらを継承する形で、「放課後児童対策パッケージ」が打ち出され、放課後児童クラブ(学童保育)と放課後子ども教室とを同一敷地内で実施することで、両事業の一体化を推進するとともに、市町村に運営委員会を設置するよう働きかけています。

山北町においては、既に川村小学校において両事業を実施しており、国が示す一体化の定義に当てはまっております。

また、運営委員会で検討すべき内容については、子ども・子育て会議と重複していることから、子ども・子育て会議が放課後児童対策パッケージ運営委員会を兼ねるものとして取り扱っておりますので、予めご了承ください。